



美味しいお酒の法と政策

～危機に直面する世界の酒類・ワイン市場～

第43回 ▶ 「税制改正，飲酒人口の変化と酒類危機」 —その2—

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

—前号からの続き—

【4】わが国の酒税は，一般に，北朝應安4（1371）年，足利義満により「酒屋壺別二百文ヲ課ス」とした壺銭に始まるといわれるが，これは営業免許手数料的な課税であった。本格的な消費課税としての酒税の始まりは，明治4（1871）年の「清酒，濁酒，醤油醸造鑑札収与並収税法規則」の制定からであり，明治29（1896）年に「酒造税法」，昭和15（1940）年に「旧酒税法」，昭和28（1953）年に現行の酒税法の前身が制定され，その後数回の改正を経ている。

戦後，酒税について大改正があったのは，次の4回であるが，【図表1】をあわせてみると，①昭和37（1962）年には一定の価格を超える高価格酒への従価税制度の採用があったが，税収増は見られるが，大きな伸びとはなっていない。

②平成元（1989）年4月には，級別制度の廃止，従価格制度の廃止，酒類の酒類間の税率の見直し等，酒類の表示基準制度の創設などが行われたが，ここでは前年比4160億円と税収減が顕著である。これは，従価税の廃止から税負担の高かったビールや清酒，ウイスキー類等について実質的な減税があり，さらには消費税の創設により酒税率の引き下げがあったことが大きく影響している。

ついで，③平成18（2006）年の改正では，細分化されていた酒の種類を，「発泡性酒類」，「醸造酒類」，「蒸留酒類」，「混成酒類」の4種類に簡素化し，一部酒類の定義を改正が行われたが，税収への影響は小さい。

④平成30（2018）年4月にはビールの定義が改正され，「ビール」，「発泡酒」，「新ジャンル（第三のビールなど）」の分類につき徐々に統合された。なお，令和8（2026）

年10月にはこの区分がなくなり，3つが「発泡性酒類」となり，税率は一本化することになっている（ビール系飲料の税率については，令和8（2026）年10月に，1ℓ当たり155,000円（350ml換算54.25円）に一本化し，醸造酒類（清酒，ワイン等の果実酒等）の税率については，令和5（2023）年10月に，1ℓ当たり100,000円に一本化する。その他，発泡性酒類（チューハイ等）の税率についても，令和8（2026）年10月に，1ℓ当たり100,000円（350ml換算35円）に引き上げられる。）。なお，令和2（2020）年に税収が落ち込んでいるが，これはコロナの影響である。

以上，税制改正が大きくマクロ的な意味で，酒税の税収に影響を及ぼしてきたということは，数字からは積極的に読めないところである。

【5】次に，【図表1】によると，平成6（1994）年をピークに酒税収入が減少していることがわかる。税制改正が決定的な影響ではないと上述したが，この年からは前回説明した「ビール税30年戦争」の影響を受け，発泡酒に人気が高まり，ビールへの課税の減少とともに，税収はじわじわと逡巡していくことになる。しかし，この税収減に対し【図表1】の折れ線グラフのデータを合わせて読むと，酒類にとっては，むしろ酒離れ，消費量の減少という別の要因が大きなことに気づく。

実は，【図表1】の折れ線グラフは，生産年齢人口（年齢別人口のうち，生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し，日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。）の推移であるが，その減少は酒税の税収減と奇妙に一致する。生産年齢人口も平成6（1994）年から減少しているのである。「仕事帰りに

遵守事項に反し，これが懲戒事由に該当する可能性があります。懲戒事由に当たるとしても，懲戒処分相当するか注意にとどめるべきか，懲戒処分にする場合に軽い処分にとどめるか比較的重い処分を選択するかは，違反の内容やこれまでの勤務態度によります。また，懲戒処分を進める場合，就業規則や法令に定める手続を踏む必要があります。就業規則や法令の解釈が問題となりやすく，判例の参照も重要であるため，弁護士に相談しながら慎重に進めましょう。

本件の場合，就業規則に違反する行為があったかを確認するため，面談したとされる従業員が在籍する会社に，その者の在籍の有無，営業活動等を照会することが考えられます。この場合，個人情報や営業秘密などを理由に回答されないことが考えられるため，照会事項を工夫し（端的に「その日佐藤氏は田中氏

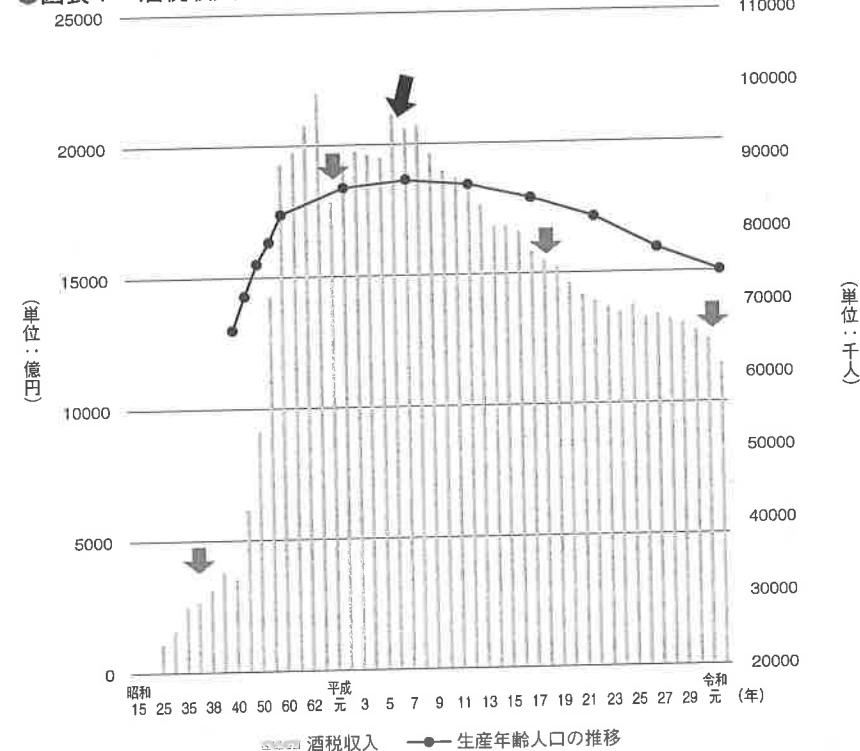
と面談したか」を聞くなど），照会の必要性を具体的に記載することが重要です。一方で，当事者のプライバシーに配慮し，弁護士会に提出する審査用の書面と照会先に送付する書面の内容を異なる内容にする（例えば，照会先に送付する書面には，田中が過去に営業活動と言ってパチンコをしていたことなどの事情を載せないなど）といった工夫が必要です。

このような照会について回答が得られたとしても，直ちに懲戒処分ができるというものではありません。懲戒処分の相当性，必要な手続について，一つ一つ弁護士に相談しながら進めることが望ましいといえます。

弁護士に委任する事件

懲戒処分に関する法律相談
相手方に懲戒処分事由があるかどうかを明らかにしたい。

●図表1 酒税収入と生産年齢人口の推移



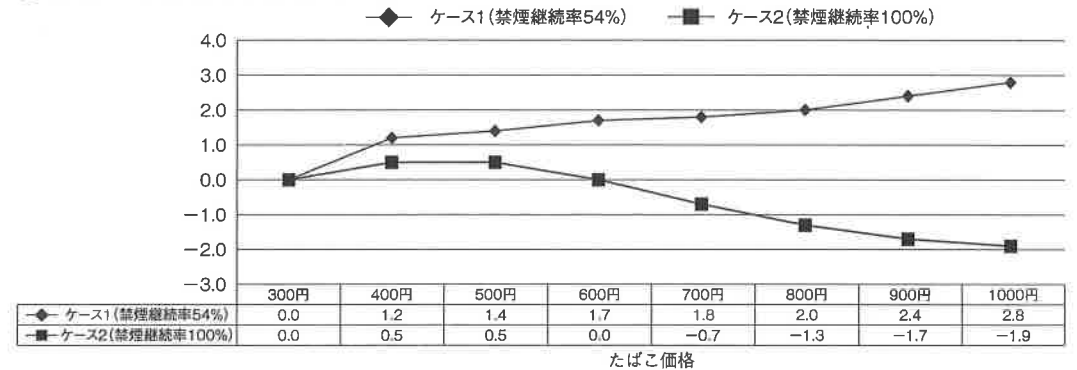
一杯やる”という「アルコール・ソーシャル・システム」(中村希明著『人はなぜ酒を飲むのか』(朝日新聞社1994年17頁)は、わが国のビジネスパーソン(=生産年齢人口)の減少は、酒税の税収確保にとって、今後も致命的な減少要因なのである。

【6】ところで、ここに興味深い研究がある。酒税ではなく『たばこ税』に関する研究であるが、たばこを1箱1000円に値上げすると、税収が2.8兆円増収となるという研究である。税率を上げればそれに比例的に税収が上がるというのは誤解である。喫煙者の中には、“今度たばこ税が増税となったら、今度こそはたばこを止める”と思っている方が多いはずである。いま、メビウス1箱は540円であるが、それが欧米並みに1000円となれば、たばこを買わない(止める)という選択肢が当然登場する。ところが、依田高典・後藤励・西村周三著『行動健康経済学』(日本評論社2009年、154~157頁)では、上記のような税収増の試算もできるという。すなわち、過去のデータによる禁煙継続率54%をもとに、たばこが1000円になった場合、97%の人が禁

煙しようと思えば半年後の禁煙継続率が54%であるとする、現在の50%の人が禁煙に成功すると、【図表2】(同上著書155頁から引用)のとおり、ケース1は、禁煙者が2008年当時300円と同じ禁煙継続率を維持すると仮定した場合、たばこが500円になると1.4兆円の税収アップ、1000円となると2.8兆円の税収増が見込まれるというのである。逆に、ケース2は、禁煙者のすべてが禁煙に成功すると仮定すれば、たばこが1000円になると1.9兆円の税収減となる。両者の乖離の幅は大きい。喫煙者が20%以上喫煙を続ければ税率が5倍となったとしても現在(2008年当時)の税収2.2兆円は維持されるとしている。

なお、この約20年間、平成10(1998)年12月1日からたばこ特別税の創設による増税、平成18(2006)年、平成22(2010)年、平成30(2018)年、令和2(2020)年からの増税と5回の増税が行われているが(令和3(2021)年10月1日からの増税もある)、紙巻きたばこの販売数量は半減しているにもかかわらず、税収は約2兆円をキープしている。この行動経済学的分析は非常に興味深い。

●図表2 たばこ税と税収(兆円)



そこで、同様のことが酒税でもいえるのかという点が問題となる。心理学的には、上記の問題は、『時間的不整合』といわれる。すなわち、計画時に長期的な利益のための意思決定(禁煙、断酒)が行われたとしても、短期的な利益(喫煙、飲酒といった欲望)と相反するため、実行時に計画と整合性のない行動をとってしまう。すなわち禁煙、断酒の継続はできないのである。たばこの健康に及ぼす被害と、飲酒の健康に及ぼす被害とはニコチン依存症、アルコール依存症といった“病”のレベルでは同じ議論となるが、一般

に飲酒の場合は、適度な飲酒は、ストレス解消法の1つとして、またコミュニケーションが円滑となる重要な要因ともされおり、酒税の増税は個人の時間的不整合からすると、短期的には有効性はなからう。しかし、増税の影響により消費量の減少が習慣的に継続され、それが酒離れとなるときは、現在の消費量の変化は長期の消費量に影響を与えることになるので、酒類の価格に対する非弾力性は長期的にみた場合、【図表1】の税収の減少傾向の説明となるのかもしれない。残念ながら法学者の分析は、この程度の段階にとどまる。